

県内感染期

- 県内において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 住民生活及び住民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症患者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・住民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

1-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 市は速やかに市対策本部を設置する⁴⁴。
- 県及び市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、

⁴⁴ 特措法第36条

応援等の措置の活用を行う⁴⁵。

2 情報提供・共有

2-1 情報提供

- 住民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する（注意喚起及び感染対策の周知徹底を図る）。
- 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、状況に応じた個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等）を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- 住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させる。

2-2 情報共有

- 関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、保健所単位での流行や対策の状況を的確に把握する。

2-3 相談窓口等の継続

- 相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。ただし、状況をみながら、強化体制の緩和を図る。

3 予防・まん延防止

3-1 県内での感染拡大防止策

- 県内発生早期の記載を参照。

4 予防接種

4-1 予防接種

⁴⁵ 特措法第38条、第39条

- 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

4-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5 住民生活及び住民経済の安定の確保

5-1 住民・事業者への呼びかけ

- 国内発生期（県内未発生期）の記載を参照。

5-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

5-2-1 生活関連物資等の価格の安定等

- 県内発生早期の記載を参照。
- 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

5-2-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- 市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

5-2-3 水の安定供給

- 県内発生早期の記載を参照。

5-2-4 埋葬・火葬の特例等⁴⁶

- 市は、火葬場に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請をする。
- 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。

⁴⁶ 特措法第56条